



2023年3月2日

各 位

会 社 名 鹿島建設株式会社
代 表 者 代表取締役社長 天野 裕正
(コード番号 1812 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 執行役員総務管理本部
副本部長兼総務部長 西澤 直志
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

独占禁止法違反事件における判決（控訴審）について

当社は、2021年3月1日付適時開示「独占禁止法違反被告事件における判決（第一審）について」及び2021年3月9日付適時開示「独占禁止法違反事件における控訴の提起について」にて公表のとおり、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事に関する独占禁止法違反事件に関する第一審判決を不服とし、東京高等裁判所に対し控訴を提起しておりましたが、2023年3月2日に東京高等裁判所から、控訴を棄却する旨の判決を受けました。

本件で問題となった工事は、過去に類例のない極めて難度が高い工事であるため、指名競争見積手続が開始される5年ほど前から同開始直前まで、発注者が当社以外の特定の会社のみ技術検討などを依頼し、当該特定の会社のみが発注者から事前の情報を与えられ、時間と費用をかけて詳細な施工計画の検討、機械・技術・工法の開発及び人的な準備等を行ってきたものであります。このような経緯の中で、当該特定の会社以外の一方向的に指名された競争見積参加者にとっては、指名から見積提出までの検討期間が極めて限られたうえ、提供された資料・情報も不十分であったため、本件工事を安全かつ確実に施工するための適切な施工計画を作成し見積を行うことは不可能でありました。

そこで当社は、本件は、民間工事の発注者自らが競争のない状況を作り出し、指名競争見積手続の時点までに独占禁止法上の実質的な「競争」（独占禁止法第2条第4項で定義された競争）が存在しない状態となっていたのであるから、形式的に指名競争見積手続がとられたとしても独占禁止法違反が成立する余地はなく無罪であると一貫して主張してきたものです。

しかし、第一審判決は、当社に対し罰金2億5,000万円に処する旨の有罪判決を、また起訴された当社社員に対し執行猶予付き有罪判決をそれぞれ言い渡したため、当社は、控訴審において原審の事実認定と判断の不当性を訴え、引き続き無罪を主張してきましたのですが、このたび控訴審において当社側の主張が認められなかったことは誠に遺憾であります。当社は弁護人と判決内容を精査し、今後の対応を検討してまいります。

株主の皆様、お取引先様をはじめ関係者の皆様におかれましては、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。引き続き、ご支援ご理解をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件による業績への影響は軽微であるため、2023年2月14日に公表しました2023年3月期の通期連結業績予想に変更はございません。

以 上